

尾道系崎港港湾事業継続計画（尾道系崎港 BCP）の概要

基本方針等

【基本方針】

「尾道系崎港BCP連絡協議会」による議論を踏まえ、『危機的事象発生後に緊急物資及び人員の輸送を確保するとともに、国際バルク貨物輸送の機能低下抑制及び早期機能回復を最優先に対応すること』を基本方針とする。

①対象とする危機的事象

- ・直下型地震（三原市直下・尾道市直下・福山市直下地震）
- ・海溝型地震（南海トラフ巨大地震）

②対象とする重要機能

- ・緊急輸送対応（緊急物資輸送活動、人員海上輸送活動）
- ・業務継続対応（国際バルク貨物輸送活動）

③対象範囲

- ・緊急輸送対応及び業務継続対応を実施するために必要な水域（航路・泊地）から岸壁や棧橋等の係留施設を経て、緊急輸送道路に指定されている道路に至るまでの区間

④対象期間

- ・発災後から緊急輸送対応及び業務継続対応を本格的に開始するまでの期間

■想定する最大規模の危機的事象

○三原市直下・尾道市直下・福山市直下地震の概要

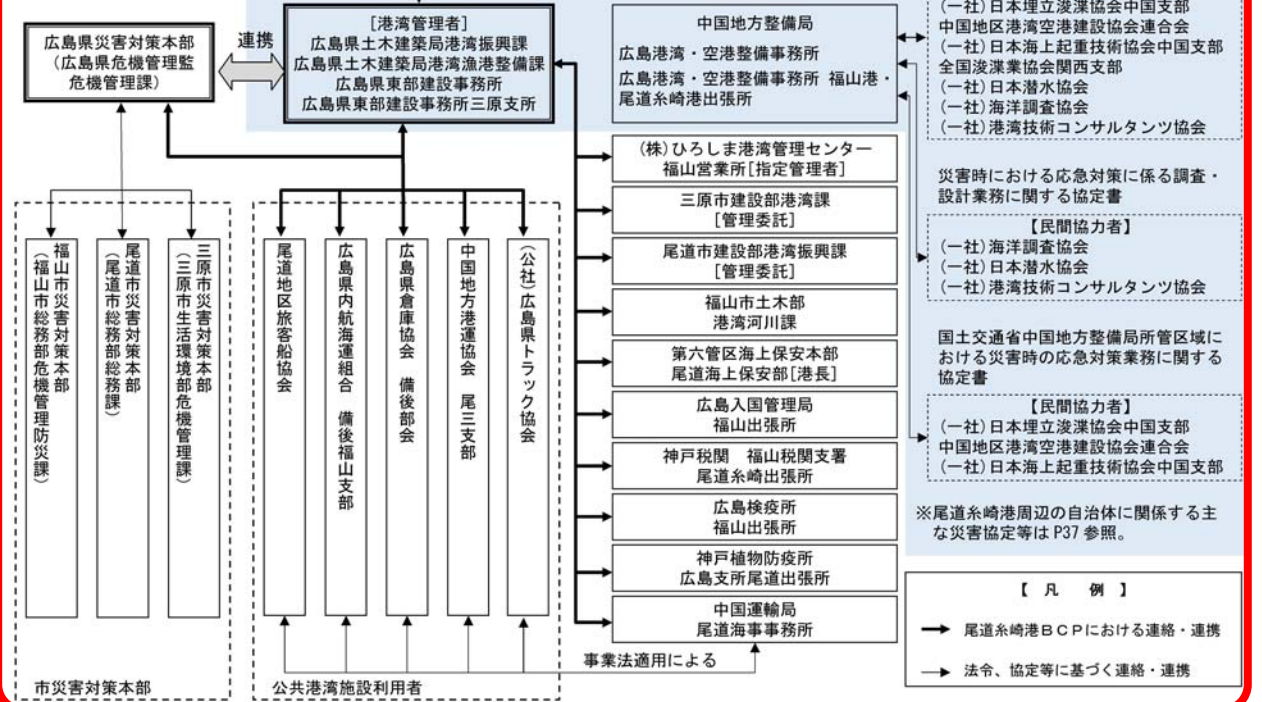
想定地震	マグニチュード	予想最大震度	地震タイプ
三原市直下地震	6.9程度	6強	地殻内
尾道市直下地震	6.9程度	6強	地殻内
福山市直下地震	6.9程度	7	地殻内

○南海トラフ巨大地震

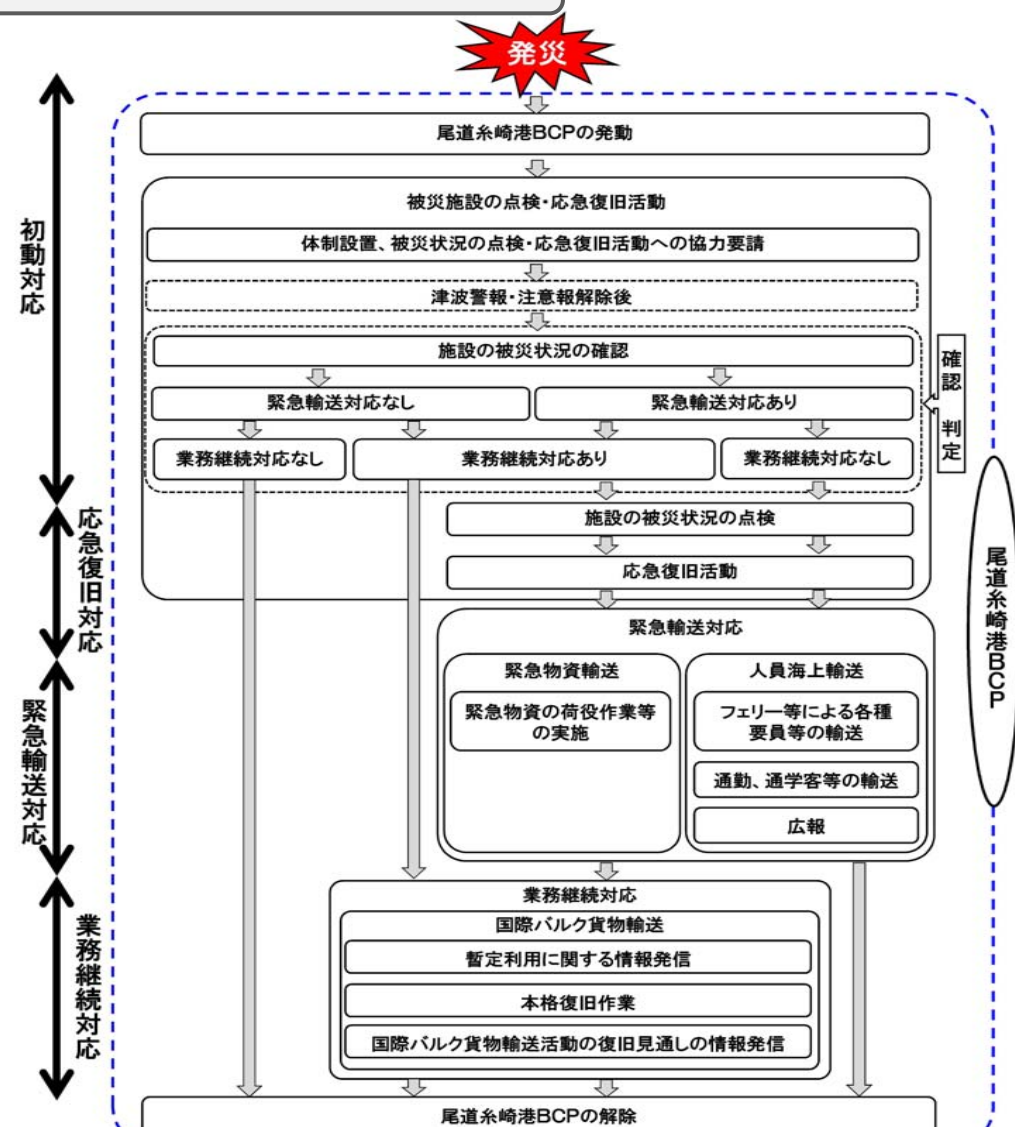
想定地震	マグニチュード	予想最大震度	地震タイプ
南海トラフ巨大地震	9.0程度	6強	プレート間

BCP 発令時の連絡体制

＜尾道系崎港 BCP 連絡協議会＞



港湾機能回復の流れ



対応計画

■発動基準

【自動発動】

- ①震度6弱以上を観測したとき
- ②気象庁が「津波警報」を発表したとき

【協議会会長発動】（尾道系崎港港湾管理者）

- ①港湾施設における甚大な被災が想定されるとき
- ②その他協議会会長が必要と認めたとき

■初動対応

- ◎応急復旧以降の対応に遅滞なく移行できるよう、速やかに初動体制を確立する。また、被災状況等について、福山港BCP連絡協議会の連絡体制に従って、協議会事務局に報告する。
- ◎初動の段階において港湾施設に被災がなく、緊急輸送対応の見込みがないと協議会会長が判断した場合には、通常の港湾活動に戻る。

■応急復旧対応

- ◎施設の被災状況の点検及び応急復旧活動に関する協力を要請・実施する。
- ◎会員は、各組織固有の災害対応の進捗に応じて、可能な範囲で協力する。

■緊急輸送対応

- ◎発災後3日以内に対象岸壁、係留施設及び道路の啓開・復旧並びに水域啓開を行い、緊急輸送ルートを確認する。

■業務継続対応

- ◎国際バルク貨物輸送については発災後1ヶ月以内に暫定的な輸送ルートを確認する。

※尾道系崎港については、現在、耐震強化岸壁がないことから、港内の港湾施設の被災が甚大で、早期の応急復旧が難しいと判断される場合には、近隣港湾の協力を得られるように広島県災害対策本部と港湾管理者が連携し、関係機関等との調整を図る。

マネジメント計画

■事前対応

- ◎災害時の対応を迅速かつ的確に行い、港湾機能の早期回復を図るために、事前対策に取り組む。

■災害協定等

- ◎緊急的な応急対策業務の支援に関し、被災の拡大防止と被災施設の早期復旧を目的とする包括協定等を締結している。

■教育・訓練

- ◎本計画の実効性の向上と災害に対する意識向上を図ることを目的に、定期的（年1回程度）な訓練等を実施する。

■見直し・改善

- ◎本計画の実効性を高めるため、定期的な訓練等を通じて課題を抽出し、PDCAサイクルに基づき、計画の見直し・改善を行う。